

里親支援センター設置運営事業者公募要領

令和7年5月

尼崎市

こども青少年局

子どもの育ち支援センター

児童相談所設置準備担当

1 公募の趣旨

尼崎市では、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）に規定する里親支援事業を行うほか、里親及び小規模住居型児童養育事業（以下「ファミリーホーム」という。）に従事する者（以下「里親等」という。）及びその養育される児童並びに里親になろうとする者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設として、法に規定する「里親支援センター」を設置するため、設置運営候補事業者を公募します。

2 事業開始日

令和8年4月1日

3 開設場所

尼崎市内

4 設置運営内容

(1) 里親支援センター事業

別紙「尼崎市里親支援センター設置運営要綱」のとおりとします。

(2) 尼崎市子育て家庭ショートステイ里親マッチング事業

別紙「尼崎市子育て家庭ショートステイ里親マッチング事業について」のとおりとします。

5 経費

(1) 尼崎市は、法第50条第1項第7号に基づき、里親支援センターにおいて行う里親支援事業に要する費用を支弁します。

(2) 子育て家庭ショートステイ里親マッチング事業については、本市と里親支援センター設置運営事業者で業務委託契約を締結し、契約に基づく委託料を尼崎市が支払います。

令和8年度の予算の上限額は、2,501,000円（消費税及び地方消費税含む）とします。ただし、予算が議会で議決されることを前提とします。

6 応募資格

応募に当たっては、下記事項の全てを満たす必要があります。

(1) 尼崎市内に里親支援センターの活動拠点となる場所（今後設置予定地を含む。）を有する社会福祉法人、特定非営利活動法人等の法人格を有する団体であって、尼崎市内に里親支援センターを開設し、里親支援を適切に行うことができること。

(2) 里親支援に関する専門的な知見を有しており、里親との連絡、児童相談所及び他の関係機関との連携並びに夜間・休日（緊急時も含む）の対応等を迅速かつ適切に行うこと

ができる支援体制を確保できる者であること。

(3) 次に掲げる事項の全てに該当しない者

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に該当する者

イ 本市の競争入札における指名停止措置を受けている者

ウ 国税、本市内外の市税その他の歳入金等を滞納している者

エ 定款又は規約若しくは会則がない、責任者が明確でない又は適正な会計を行っていないなど、本市が里親支援センター設置運営事業者及び委託契約を締結する事業者として適正と認めることができない者

オ 宗教活動又は政治活動を目的とした団体

カ 特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職をいう。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とした団体

キ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申し立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）等に基づく民事再生手続開始の申し立てがされている者

ク 破産者で復権を得ない者

ケ 暴力団（尼崎市暴力団排除条例（平成25年尼崎市条例第13号）第2条第4号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団員（尼崎市暴力団排除条例第2条第5号に規定する暴力団員をいう。）若しくは暴力団密接関係者（尼崎市暴力団排除条例第2条第7号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者をいう。）のいずれかに該当する者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号のいずれかに該当する者

7 応募手続き

(1) スケジュール予定

項 目	日 程
公募要領等の配布・募集開始	令和7年5月 9日（金）
質問の受付期限	令和7年5月20日（火）午後5時半まで
質問の回答	令和7年5月28日（水）までにホームページ上に掲載
応募申請書等応募書類提出期限	令和7年6月 6日（金）午後5時半まで
プレゼンテーション審査	令和7年6月17日（火）

(2) 注意事項

ア 応募状況等の問い合わせについては、一切受け付けません。

イ 応募書類を提出後に辞退する場合は、辞退届（様式第8号）を児童相談所設置準備担当へ提出してください。

ウ 選定された事業者の申請書等応募書類は、事業者名をはじめ公開の対象となります。選定されなかった事業者のものは原則非公開としますが、尼崎市情報公開条例

(平成16年尼崎市条例第47号) その他の法令で規定があるときは、当該法令が優先されるものとします。

エ 応募に係る費用一式は、応募者の負担とします。

オ 応募書類は返却しません。

(3) 応募書類（以下の順に整理して提出してください。）

ア 里親支援センター設置運営事業者公募応募申請書(様式第1号)

イ 法人調書(様式第2号)

ウ 事業計画書(様式第3号)

エ その他事業内容を補足説明する書類(任意様式・A4印刷)

オ 職員配置計画書(様式第4号)

カ 里親支援センターの運営に関する資金計画書(様式第5号)

キ 里親支援センターの開設に関する資金計画書(様式第6号)

ク 尼崎市子育て家庭ショートステイ里親マッチング事業見積書及び見積内訳書

ケ 法人の事業計画書、定款及び事業内容等の概要がわかるもの

コ 法人の過去3年間(令和4年度～令和6年度)の財務諸表(資金収支計画書、事業活動収支計算書、貸借対照表及び財産目録)

サ 法人の納税証明書(令和6年分: 申請書提出日より3か月以内に発行されたもの)

シ 法人の登記簿謄本又は登記事項証明書（申請書提出日より3か月以内に発行されたもの）

ス 法人役員名簿及び履歴書（任意様式）

(4) 応募方法

ア 受付期間

令和7年5月9日(金)～令和7年6月6日(金)までの間(土・日・祝日除く)
の各日午前9時から午後5時半まで

イ 提出方法

持参もしくは郵送（郵送による場合は、令和7年6月6日(金)午後5時半までに必着）

ウ 提出部数

正本1部、副本8部

(5) 質問の受付

ア 受付期間

令和7年5月9日(金)～令和7年5月20日(火)午後5時半まで

イ 提出方法

質問票(様式第7号)に質問事項を記入し、下記提出先に電子メールで提出すること。件名は、「里親支援センター設置運営事業者公募に関する質問(法人等の名称)」とすること。なお、この提出方法以外による質問は一切受け付けません。

ウ 提出先

ama-jiso-setchijumbi@city.amagasaki.hyogo.jp

エ 事前質問への回答

令和7年5月28日（水）に尼崎市ホームページに掲載します。なお、質問者名は公表しません。

8 選定方法について

(1) 選定方法

事業者の選定については、里親支援センター設置運営事業者選定会議（以下「選定会議」という。）において、応募書類及び事業者によるプレゼンテーション及びヒアリングで審査を行います。ただし、応募書類に不備がある場合や選定基準に満たないことが明らかな場合は、プレゼンテーション及びヒアリング審査は行いませんので、予めご承知おきください。

(2) プレゼンテーション審査における留意事項

プレゼンテーションに当たっては、(3)ウの選定基準項目を踏まえ、応募書類に基づいて提案を行ってください。1応募団体につき45分程度（プレゼン30分、質疑応答15分）を予定しています。

また、プレゼンテーションに機材（パソコン等）を使用する場合は、応募団体が用意してください。ただし、スクリーン、プロジェクター及びHDMIケーブルは本市でも用意可能です。これらの機器の使用を希望する場合は、必ず事業計画書等応募書類提出時に申し出てください。

(3) プレゼンテーション及びヒアリング審査

ア 開催日：令和7年6月17日（火）

※詳細は、応募者へ別途電子メールで通知します。

イ 開催場所：あまがさき・ひと咲きプラザ内の尼崎市子どもの育ち支援センター
（尼崎市若王寺2丁目18番6号）

ウ 選定基準項目

項目	内容
法人の運営	・事業者としての理念について ・児童福祉の分野に係る他の取組みについて
事業計画内容	・里親制度等普及促進・リクルート業務について ・里親研修・トレーニング業務について ・里親等委託推進業務について ・里親等養育支援業務について ・里親等委託児童自立支援業務について ・里親会事務局業務について ・尼崎市子育て家庭ショートステイ里親マッチング事業について ・職員の配置体制について

	・関係機関との連携体制について
実績	・里親支援センター等同種事業の実績について
専門性の確保	・里親制度への専門的な知識や経験について ・職員への研修制度等人材育成について
法令順守	・法令順守に対する体制について ・職員に対して順守すべき法令等への周知方法について

エ 審査の結果、評価点の合計が最も高い応募者を事業者として選定します。なお、最高得点の公募事業者が、選定会議において別に定める最低基準を満たさない場合、事業者として選定は行いません。

オ 地域活性化の観点から、市内事業者又は準市内事業者であれば一定の加点を行います。また、本業務実施に際して新たに市内在住者の雇用を行う提案に対しても一定の加点を行いますので、その場合は様式第4号職員配置計画書に必ず記載してください。

9 結果通知

- (1) 選定会議による選考の結果は令和7年6月下旬に通知します。
- (2) 審査結果は応募があった事業者へ通知するほか、選定された事業者については本市ホームページに掲載いたします。
- (3) 選定された事業者は、施設認可の手続きを別途行う必要があります。法令に基づき認可を得た場合、里親支援センターを設置することができます。

10 留意事項

- (1) 里親支援センターの運営費については、国の定める基準に基づき、本市が事業者に支払うものとします。
- (2) 里親支援センターを開設するために必要な経費については、事業者負担とします。
- (3) 里親支援センターを開設するために必要な改修費、設備整備費及び備品購入費については、里親支援センター新規開設支援事業補助金を活用することができます。（上限額8,000,000円）

11 連絡先及び提出先

こども青少年局子どもの育ち支援センター児童相談所設置準備担当(担当:中村・吉岡)

〒661-0974

尼崎市若王寺2丁目18番6号 あまがさき・ひと咲きプラザ内いくしあ1階

電話番号 06-6423-7008

ファクス番号 06-6409-4297

メールアドレス ama-jiso-setchijumbi@city.amagasaki.hyogo.jp

以 上